

別表六(十五)

16欄及び21欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度・
・

法人名

別表六(十五)

平成二十四・四・一以後終了事業年度分

事業種目	1				事業年度又は 連結事業年度	前期繰越額 又は当期税額 控除限度額	当期控除 可能額等	翌期繰越額 (23) - (24)
種 類	2				23	24	25	
資産 区分	取得年月日	4	平・・	平・・	平・・			
	事業の用に供した年月日	5	平・・	平・・	平・・			
	取得価額又は製作価額	6	円	円	円			
	法人税法上の圧縮記帳 による積立金計上額	7						
	差引改定取得価額 (6) - (7)	8						
取得 価額	取得価額の合計額 (8)の合計	9						
	同上のうち建物及び その附属設備に係る額	10						
	税額控除限度額 (9) - (10) × $\frac{15}{100}$ + (10) × $\frac{8}{100}$	11						
	当期の所得に対する 法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一 (二)「2」又は別表一(三)「2」)	12						
	当期税額基準額 (12) × $\frac{20}{100}$	13						
	当期税額控除可能額 (11)と(13)のうち少ない金額	14						
	法人税額超過構成額 (別表六(二十)「54の②」)	15						
	当期分の特別控除額 (14) - (15)	16						
	差引当期税額基準額残額 (13) - (14)	17						
	繰越税額控除限度超過額 (29)の計	18						
繰 越 計 算	同上のうち当期繰越 税額控除可能額 (17)と(18)のうち少ない金額	19						
	法人税額超過構成額 (別表六(二十)「53の②」)	20						
	当期繰越税額控除額 (19) - (20)	21						
	法人税額の特別控除額 (16) + (21)	22						
設備等の概要								

16欄

沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、
「平成24年旧効力措置法第42条の10第2項」
又は
「平成24年旧措置法第42条の10第2項」
②区分番号に、「00085」
③適用額欄に、当該別表六(十五)16欄の金額(円単位)
を記載してください

21欄

沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、
「平成24年旧効力措置法第42条の10第3項」
又は
「平成24年旧措置法第42条の10第3項」
②区分番号に、「00086」
③適用額欄に、当該別表六(十五)21欄の金額(円単位)
を記載してください